

事 務 連 絡
令和3年5月21日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

地方公共団体における公共工事の施工の時期の平準化に関する取組の
「見える化」の実施及びこれを踏まえた更なる取組の推進について

公共工事の施工の時期の平準化（以下「平準化」という。）については、令和元年6月、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、地方公共団体は、入札契約適正化法第17条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において定める平準化を図るための方策について必要な措置を講ずるよう努めることとされたことを受けて、これまで、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行第215号・国土入企第26号）等により、各地方公共団体に対して平準化に関する取組について速やかな実施を要請してきたところです。

また、総務省及び国土交通省は、昨年度より全ての地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について公表する「見える化」を実施し、また、国土交通省においては、取組の遅れている団体に対して個別ヒアリングを実施するなど、各地方公共団体の平準化の推進に向けた取組を開始したところです。

このたび、「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」の結果を踏まえ、直近の各地方公共団体における平準化の進捗状況及び施策の取組状況について、別添1～3のとおり、「見える化」して公表することといたしましたので送付いたします。また、取組の一層の推進を図るよう、入札契約適正化法第20条第2項に基づき、地方公共団体に対して別紙1のとおり要請しましたので、参考までに送付いたします。

なお、今回の「見える化」の実施や今後のロードマップにおいては、別紙2のとおり、地域の元請建設企業から寄せられた声を踏まえ、「見える化」の対象工事について請負金額500万円以下の工事を対象に追加することや工事規模別の平準化率についても見える化するなどデータの充実を図るとともに、今後、人口10万未満の市に対しても個別働きかけを実施するなど取組強化を図ることとしております。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。